

# 令和8年度の各都道府県の 募集定員上限について

# 臨床研修医の募集定員について

- 臨床研修の必修化後、研修医の募集定員が研修希望者の1.3倍を超える規模まで拡大し、研修医が都市部に集中する傾向が続いた。
- このため、平成22年度研修から各都道府県の募集定員上限を設定し、研修医の偏在是正を図っている。

平成16年度



平成22年度～



平成27年度～



令和3年度～

・研修医の募集定員は、全国の定数管理や地域別の偏在調整が行われず募集定員倍率（研修希望者数に対する募集定員数の比率）が1.3倍を超える規模まで拡大

・平成22年度から臨床研修を開始する研修医について、厚生労働省が各都道府県の募集定員上限を設定

臨床研修制度等に関する意見のとりまとめ（平成21年2月18日 臨床研修制度のあり方等に関する検討会）  
 （2）募集定員や受入病院のあり方の見直し

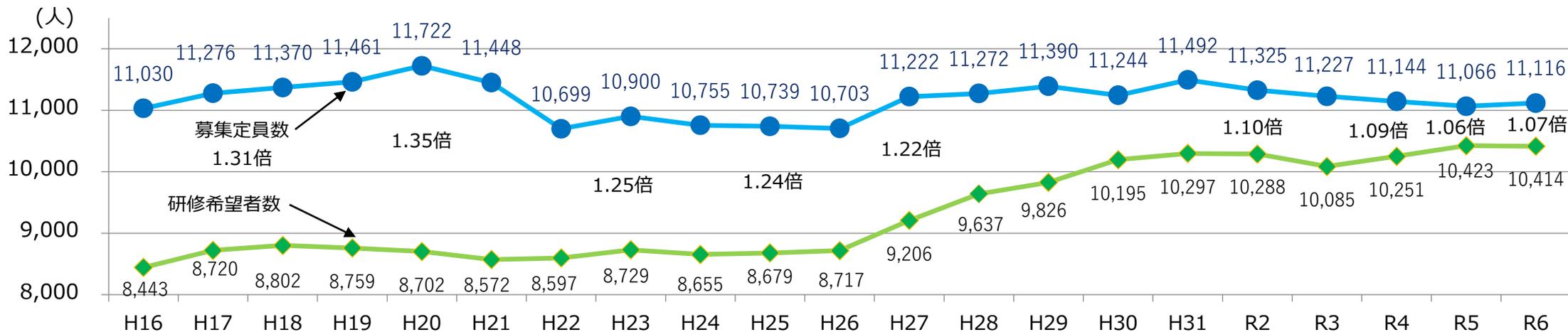
○研修希望者に見合った募集定員の総枠を設定するとともに、研修医の地域的な適正配置を誘導するため、人口分布を始め医師養成規模・地理的条件等を考慮した都道府県別の募集定員上限を設定する。

・募集定員倍率を令和2年度に向けて約1.10倍まで縮小する

・募集定員倍率を令和7年度に約1.05倍まで縮小する

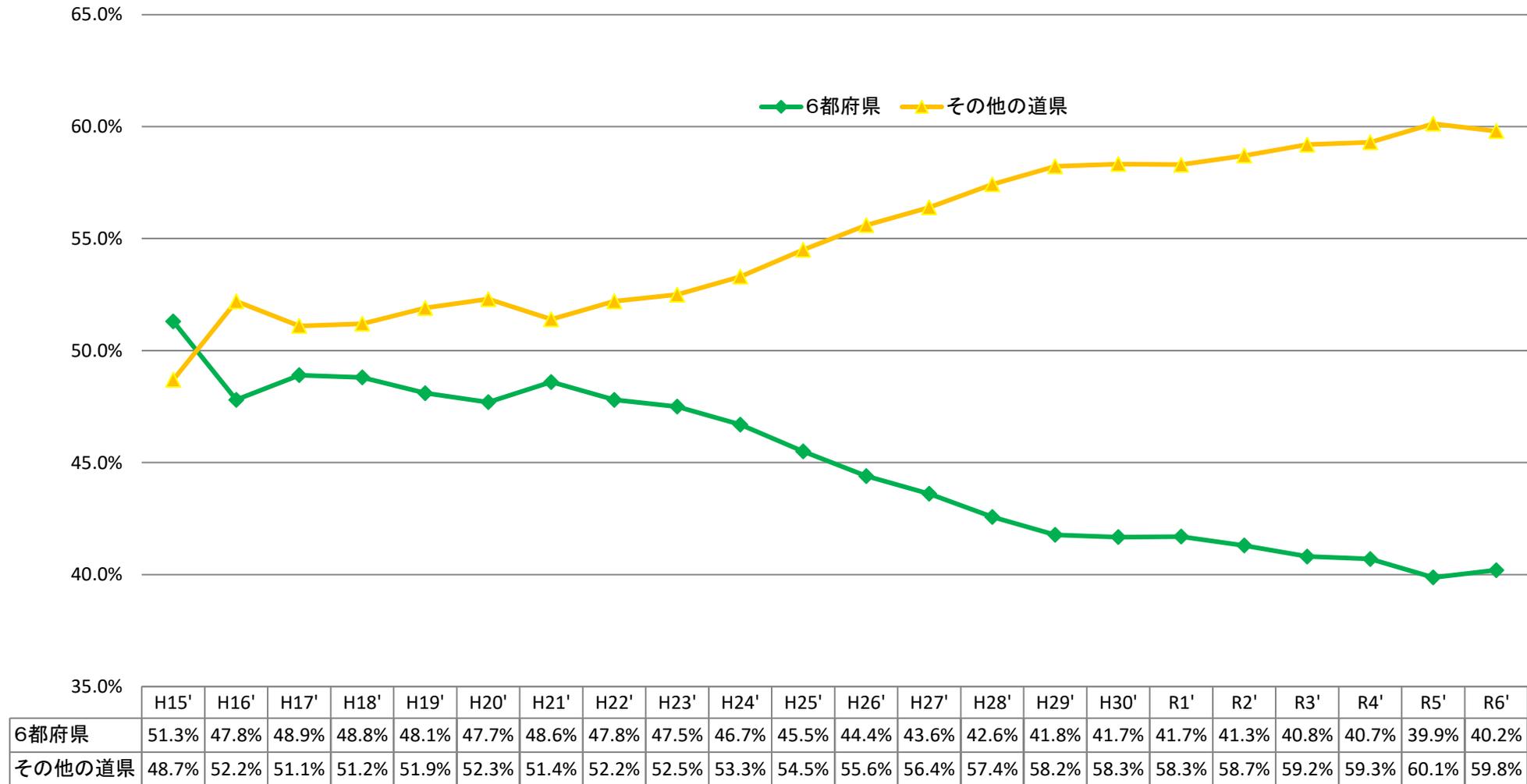
・令和3年度から臨床研修を開始する研修医について、各都道府県が、厚生労働省が設定した各都道府県の募集定員上限の範囲内で、当該都道府県内の病院の募集定員を設定

研修医の募集定員数、研修希望者数、募集定員倍率（募集定員数÷研修希望者数）の推移



# 研修医の採用人数の割合の推移〈6都府県とその他の道県〉

大都市部のある6都府県（東京・神奈川・愛知・京都・大阪・福岡）の採用人数の割合は、臨床研修の必修化前の51.3%（平成15年度）から40.2%（令和6年度）まで減少している

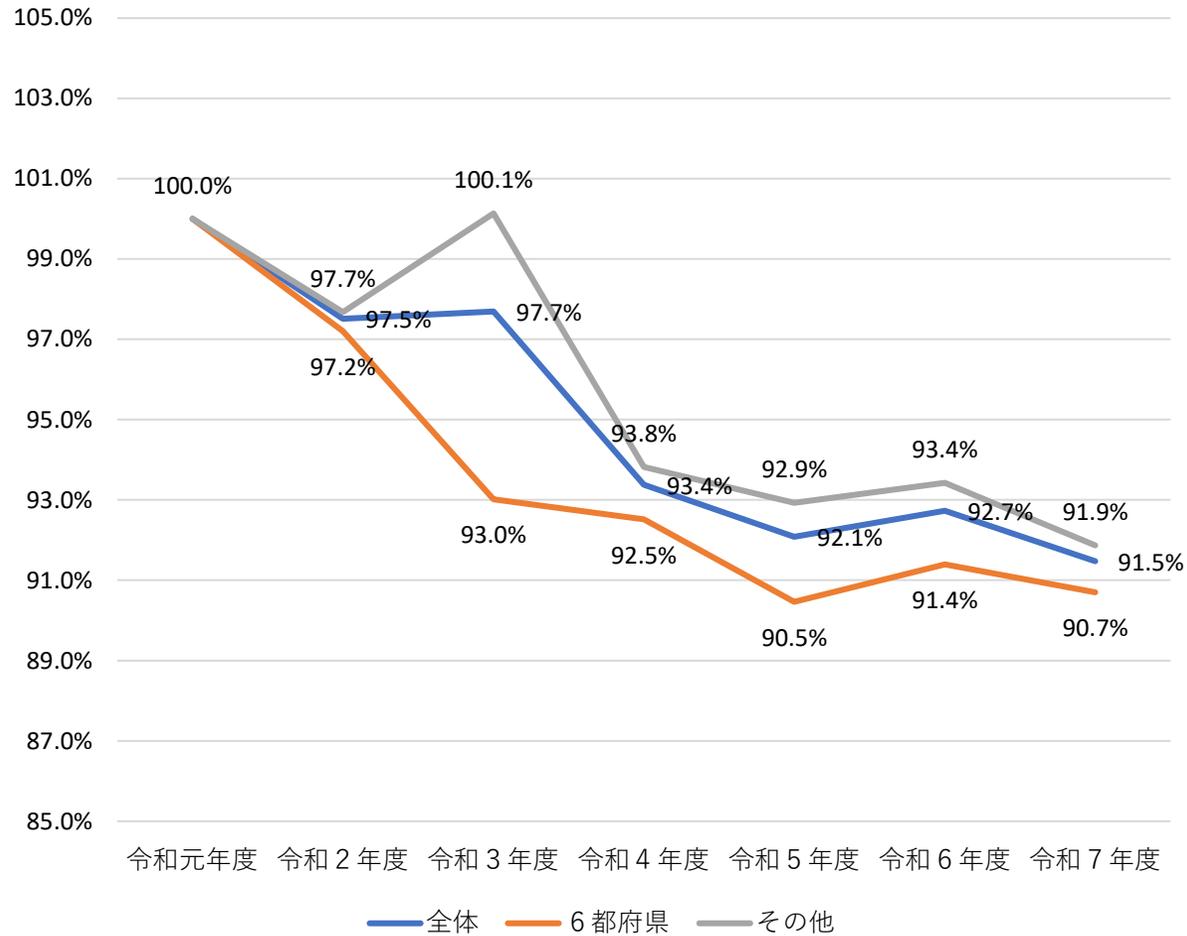


# 募集定員上限に占める採用数の割合の推移（大都市部のある6都府県とその他の道県）

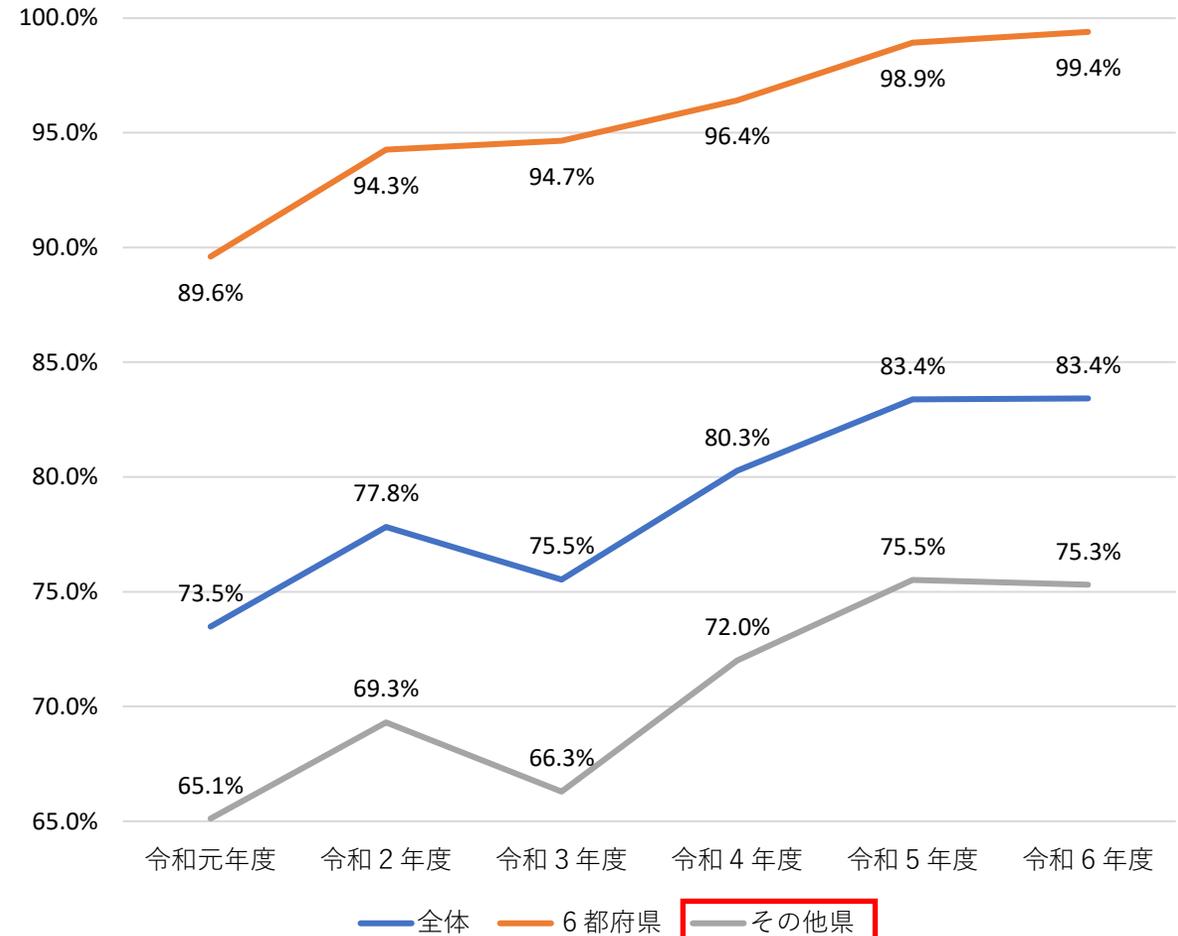
総募集定員上限の圧縮により、募集定員上限数は、令和元年度から約1割減少。

これに伴い、募集定員上限に占める採用数の割合は増加。特に大都市部のある6都府県の総数は、近年募集定員上限と採用数がほぼ同数。

## 募集定員上限の令和元年度比の推移



## 募集定員上限に占める採用数の割合の推移

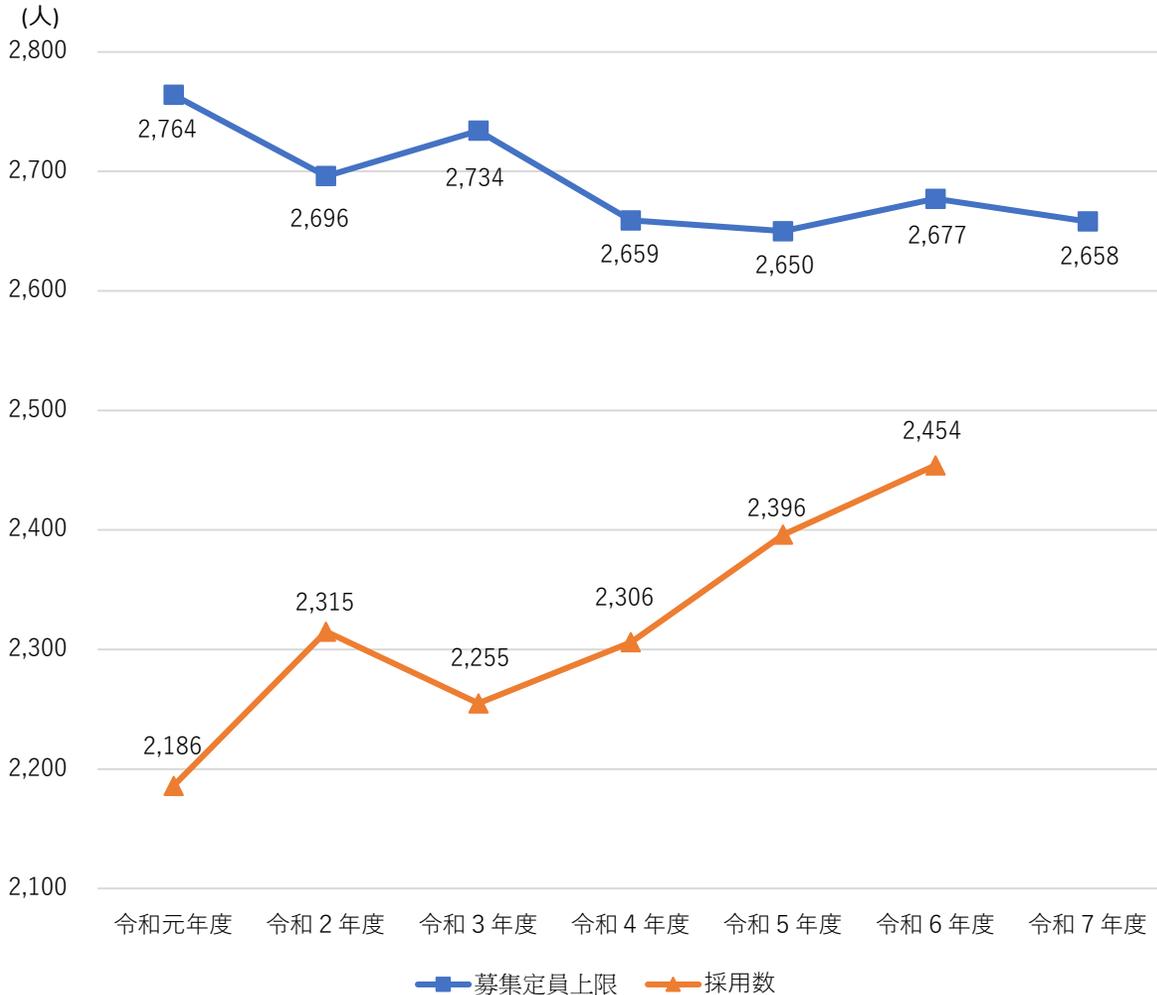


# 募集定員上限および採用数の推移〈大都市部のある6都府県以外の県〉

採用率が全国平均以上の県は、大都市部のある都府県に近接する県が多い。また、全国平均以上と全国平均以下の県では採用数の増加傾向に違いが見られる。

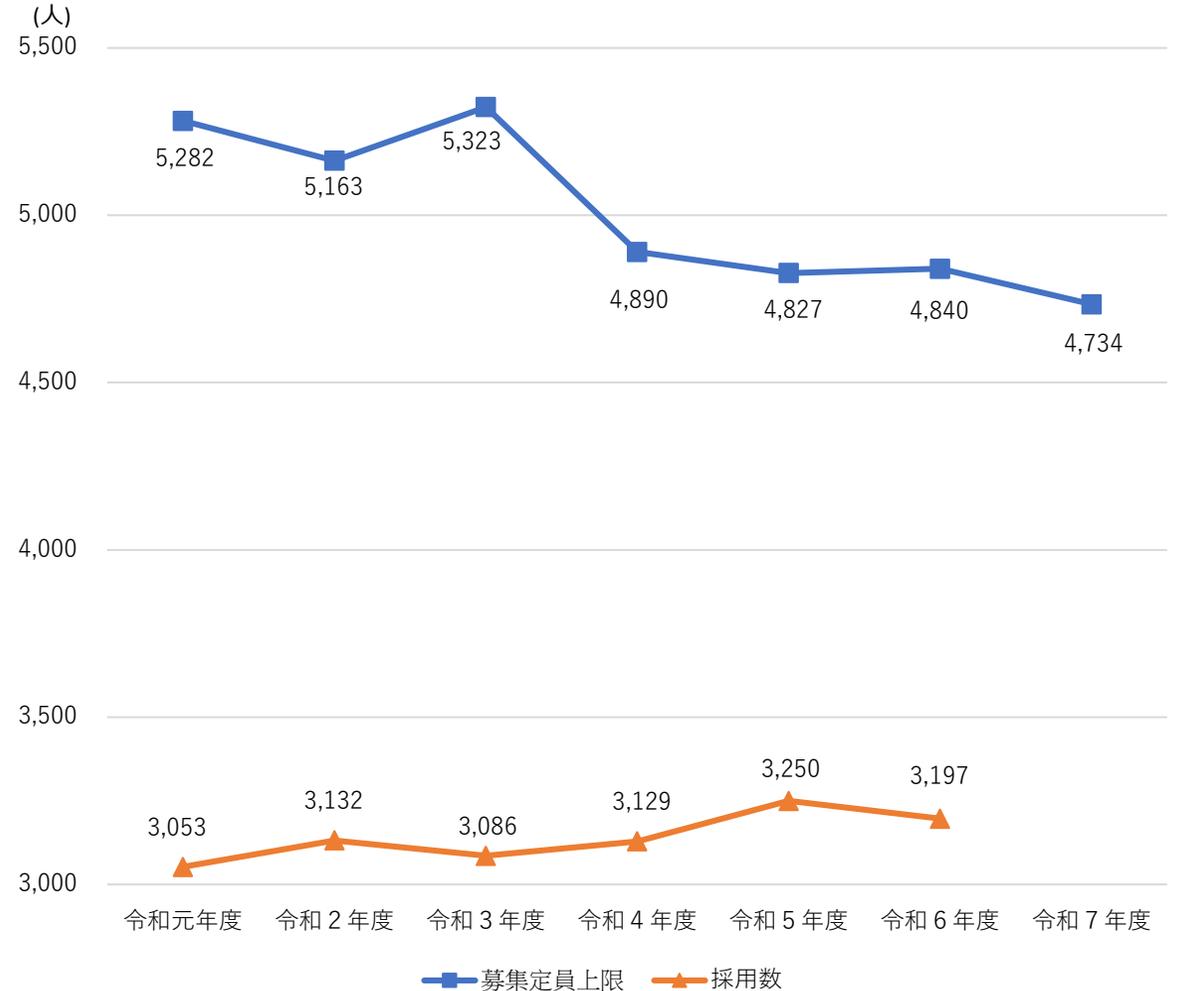
大都市部のある6都府県以外の県のうち、令和6年度の採用率が全国平均以上の県の推移

(埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、沖縄県)



大都市部のある6都府県以外の県のうち、令和6年度の採用率が全国平均以下の県の推移

(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、**徳島県**、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)



## 令和8年度の研修希望者数（推計）（10,288人）（対前年度▲252人）

=	①令和7年度実施のマッチングに参加する者の人数	(10,087人)	(対前年度▲245人)
+	②令和7年度時点の自治医科大学及び防衛医科大学校の6年生の人数	(201人)	(対前年度▲7人)

①令和7年度実施のマッチングに参加する者の人数	(10,087人)	(対前年度▲245人)
=	④令和7年度時点の6年生のうちマッチングに参加する者の人数	(9,073人) (対前年度▲241人)
+	⑤令和6年度の医師国家試験不合格者数	(821人) (対前年度▲39人)
+	⑥国外の医学部の卒業者・卒業予定者数	(193人) (対前年度+35人)

④令和5年度時点の4年生の人数から推計

⑤令和6年度時点の6年生の人数（推計）から推計

⑥直近3回のマッチングに参加した国外の医学部の卒業者・卒業予定者数の平均で代替

②令和7年度時点の自治医科大学及び防衛医科大学校の6年生の人数	(201人)	(対前年度▲7人)
令和6年度時点の5年生の人数で代替		

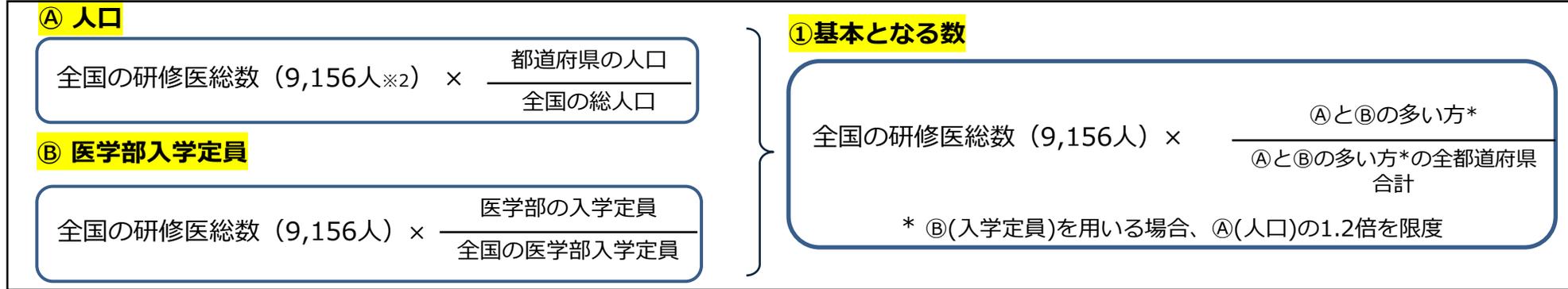
# 令和8年度の各都道府県の募集定員上限の算出方法（案）

## ■ 全国の募集定員上限（10,803人）

$$\text{研修希望者数（推計）（10,288人）} \times 1.05 \text{ ※1}$$

※1 令和8年度は1.05で据え置き

## ■ 各都道府県の募集定員上限



※2 研修医総数（推計）は、研修希望者数（推計）に、過去3年間の研修希望者数に対する採用人数の割合を乗じた数

※3 100km<sup>2</sup>当たりの医師数が、全国平均よりも少ない都道府県は①×0.07、30未満の都道府県は①×0.1を加算  
 ※4 ①× 離島人口×3/当該都道府県の人口 を加算  
 ※5 ③(2)までを配分した後の未配分の数×「当該都道府県の医師少数区域の人口/全国の総人口」を加算  
 ※6 ③(3)までを配分した後の未配分の数、都道府県間の医師偏在状況（医師偏在指数）に応じて按分した数を加算

（注）令和7年度からは、各病院の募集定員を2人以上とするための加算は、当該都道府県の募集定員上限の範囲内で行うこととしている。

令和8年度臨床研修 都道府県別募集定員上限(案)

第4回医道審議会医師分科会 医師臨床研修部会	資料1-2
令和6年11月27日	

	R7年度募集定員上限	R7年度病院募集定員合計	基本となる数 (全国の研修医総数推計値を人口分布や医学部入学生定員で按分) (※1)	地域枠による加算 (※2)	地理的条件等による加算				基本となる数と加算の合計(仮上限)	直近の採用数等の保障					3.4%まで戻すための追加配分	R8募集定員上限 (※4)
					地理的条件(100km <sup>2</sup> キロメートルあたりの医師数) (※3)	地理的条件(離島の人口)による加算	医師少数区域の人口に応じた加算	都道府県別の医師備在状況に応じた加算		直近(R6年度)の採用数	①×0.99と⑧のうち少ない方	仮上限に不足数	仮上限と昨年実績との差	仮上限から削る数(不足数の合計を⑨で按分)		
	①	①'	②	③	④				⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
					④-1	④-2	④-3	④-4	②+③+④			⑦-⑤	⑤-⑥			⑤+⑧-⑩+⑪
北海道	427	427	349	19	35	2	1	0	406	345	0	0	0	0	6	412
青森	173	147	98	65	10	0	1	0	174	87	0	0	87	14	0	160
岩手	143	121	96	45	10	0	1	0	152	74	0	0	78	13	0	139
宮城	222	222	187	11	14	1	1	0	214	176	0	0	0	0	0	214
秋田	116	108	75	29	8	0	1	0	113	63	0	0	50	8	0	105
山形	120	120	85	35	9	1	1	0	131	81	0	0	0	0	0	131
福島	193	177	121	61	13	0	1	0	196	119	0	0	77	13	0	183
茨城	260	238	194	87	0	0	1	0	282	207	0	0	75	12	0	270
栃木	192	192	156	15	11	0	1	0	183	150	0	0	0	0	2	185
群馬	160	150	130	26	10	0	1	0	167	112	0	0	55	9	0	158
埼玉	542	516	502	28	0	0	1	0	531	453	0	0	78	13	0	518
千葉	491	491	429	64	0	0	1	0	494	479	0	0	0	0	0	494
東京	1,267	1,267	1,159	24	0	7	1	0	1,191	1,276	1,254	63	0	0	0	1,254
神奈川	668	668	633	19	0	0	1	0	653	658	658	5	0	0	0	658
新潟	222	222	146	38	11	11	1	0	207	160	0	0	0	0	7	214
富山	109	109	83	16	6	0	0	0	105	69	0	0	0	0	0	105
石川	131	131	91	11	7	1	0	0	110	89	0	0	0	0	17	127
福井	89	89	61	12	5	0	0	0	78	46	0	0	0	0	8	86
山梨	106	85	66	41	5	0	0	0	112	69	0	0	43	7	0	105
長野	167	167	137	26	10	0	1	0	174	134	0	0	0	0	0	174
岐阜	184	184	132	23	10	0	1	0	166	157	0	0	0	0	12	178
静岡	314	314	244	46	0	1	1	0	292	293	293	1	0	0	10	303
愛知	557	557	512	30	0	1	1	0	544	571	551	7	0	0	0	551
三重	177	167	118	44	9	1	0	0	172	150	0	0	22	4	0	168
滋賀	126	126	100	16	7	1	0	0	124	119	0	0	0	0	0	124
京都	253	253	194	7	0	0	1	0	202	261	250	48	0	0	0	250
大阪	636	636	601	16	0	0	0	0	617	645	630	13	0	0	0	630
兵庫	404	404	368	19	0	2	0	0	389	414	400	11	0	0	0	400
奈良	124	124	103	16	0	0	0	0	119	125	123	4	0	0	0	123
和歌山	123	123	74	34	6	0	0	0	114	109	0	0	0	0	5	119
鳥取	82	82	45	33	4	0	0	0	82	38	0	0	0	0	0	82
島根	91	77	54	27	4	5	0	0	90	62	0	0	28	5	0	85
岡山	195	195	153	5	11	1	0	0	170	176	176	6	0	0	12	188
広島	220	210	188	19	0	2	0	0	209	175	0	0	34	6	0	203
山口	136	133	107	17	8	1	0	0	133	84	0	0	49	8	0	125
徳島	77	77	58	14	5	1	0	0	78	38	0	0	0	0	0	78
香川	104	104	76	11	0	9	0	0	96	55	0	0	0	0	4	100
愛媛	143	136	104	17	8	3	0	0	132	94	0	0	38	6	0	126
高知	95	95	55	25	4	1	0	0	85	54	0	0	0	0	7	92
福岡	412	412	394	4	0	1	0	0	399	388	0	0	0	0	0	399
佐賀	83	83	66	8	0	1	0	0	75	54	0	0	0	0	5	80
長崎	154	148	104	22	0	29	0	0	155	111	0	0	44	7	0	148
熊本	141	141	117	5	9	1	1	0	133	96	0	0	0	0	3	136
大分	112	109	90	12	7	1	0	0	110	57	0	0	53	9	0	101
宮崎	117	113	87	28	7	1	1	0	124	48	0	0	76	13	0	111
鹿児島	165	156	109	19	8	32	1	0	169	93	0	0	76	13	0	156
沖縄	162	162	105	19	0	29	0	0	153	146	0	0	0	0	3	156
計	11,185	10,968	9,156	1,206	271	147	23	0	10,805	9,460		159	963	159	104	10,904

(※1)「研修医総数推計値」は、令和8年度研修希望者数推計値に、研修希望者数に対する採用実績数の割合の過去3年平均(0.89)を乗じて算出

→令和8年度研修希望者数推計値 10,288人×0.89=9,156人

(※2)地域枠学生数(実績)に今回の倍率(1.05)を乗じて算出

(※3)面積当たり医師数については、全国の平均値よりも少ない場合等に加算

(※4)⑥から⑩の計算は、直近の採用数等の保障による激変緩和のための加減であり、追加する都道府県の定員は、他の都道府県の「仮上限」から、当該都道府県の「仮上限」と直近の採用数との差に応じて削減することにより調整。ただし、「令和7年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外(⑨=0)とする

⑫の計算は、令和7年度の募集定員上限からの減少率が3.4%(直近の全国の募集定員上限の減少率)を上回る都道府県(令和7年度の募集定員上限を全て病院に配分している都道府県に限る)に対して、令和7年度の募集定員上限からの減少率が3.4%となるまで加算

(※5)四捨五入等の関係で表記上合計が一致しない場合がある。

徳島県 R 8 募集定員上限  
78名 (R7:77名)

# 令和8年度から研修を開始する研修医の募集定員(案)

資料2-3

病院名	医師少数区域	医師不足地域	国通知		研修医受入実績			直近の過去3年間の最大値 (③、⑤の最大値)	医師派遣加算	小児科・産科プログラム分加算	定員の基礎数CⅡB+⑥ (小・産は⑦)※2		病院が希望する募集定員D	定員E (C(C')とDのうち少ない方)	募集定員の調整			8年度募集定員(案) FⅡE+⑧+⑨+⑩			
			募集定員の上限A※1	R4	R5	R6	⑥				⑦	C			C'	D	E		募集定員の調整		
				③	④	⑤													⑧	⑨	⑩
1 徳島県立中央病院			A	③	④	⑤	B	⑥	⑦	C	C'	D	E	⑧	⑨	⑩	F				
2 徳島大学病院				13	10	13	13			13	14	14	13			1	14				
● 徳島大学病院(小・産)				14	12	6	14	13		27	29	22	22				22				
3 徳島県鳴門病院				0	0	0	0		4	4	4	4	4				4				
4 徳島赤十字病院				2	2	3	3			3	3	5	3			2	5				
5 徳島健生病院				10	12	10	12			12	13	12	12				12				
6 徳島市民病院				1	2	0	2			2	2	3	2			1	3				
7 吉野川医療センター				5	7	5	7			7	7	7	7				7				
8 阿南医療センター				2	2	1	2			2	2	4	2			2	4				
9 徳島県立三好病院	○	○		1	1	0	1			1	1	3	1		1	1	3				
10 田岡病院				0	0	0	0			0	0	2	0		2		2				
徳島県 合計			78 (0)	48	48	38	54	13	4	71	75	78	66	0	5	7	78				

※1: Aのうち括弧内の数字は、内数(医師少数区域加算分)。

※2: Cの合計>Aの合計(内数を除く)場合は、C'を基礎数とする。

※3: ※1の医師少数区域加算分を上限とする(R8は0)

# 令和 8 年度から各臨床研修病院において臨床研修を開始する研修医の募集定員算定方法

徳島県内各臨床研修病院ごとの募集定員算定方法は、国において採用していた算定方法（「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日付け医政発第0612004号（令和6年2月8日一部改正））を参酌の上、定めることとする。

○ 算定方法

募集定員の上限（A）内において、直近の過去3年間の最大値（B）により算出される定員の基礎数（C）又は病院が希望する募集定員（D）のいずれか少ない方（E）に調整を加えて、地域医療総合対策協議会の意見を踏まえ、定員（F）を設定する。

○ 算定の基礎となる要件

A 募集定員の上限

- ・国が上限を設定する（合計のみ）。
- ・内数の医師少数区域加算については、医師少数区域にある基幹型臨床研修病院に加える（⑧）。

B 直近の過去3年間の最大値

- ・③と④と⑤（令和4年度、令和5年度、令和6年度の受入実績）の最大値とする。

C 定員の基礎数（Cの合計>Aの合計（内数を除く）になる場合、C'）

- ・ $C = B + ⑥$ （派遣加算）とする（ただし、小児科・産科プログラムは $C = ⑦$ ）。
- ・各病院の合計が内数を除いたAの合計を上回る時、小児科・産科プログラムを除き、次の式を用いて、各病院の人数を調整する（小児科・産科プログラムは $C' = ⑦$ ）。

$$C' = C * (Aの合計 - ⑦の合計) / (Cの合計 - ⑦の合計)$$

（小数点第1位切り捨て（切り捨て後の数字が0になる場合は1とする。））

D 病院が希望する募集定員

- ・各病院が希望する人数とする。

E 定員

- ・C（C'）とDのうち少ない方とする。

F 令和8年度から研修を開始する研修医の募集定員（案）

- ・Eに⑧、⑨、⑩（各調整）を加えた人数とする。

○ 加減算調整要件

① 「医師少数区域」

- ・厚生労働省が公表する医師偏在指標における医師少数区域に所在する場合、「○」としている。

② 「医師不足地域」

- ・人口10万人対医師数が全国値を下回る二次医療圏に所在する場合、「○」としている。

③ 「R4研修医受入実績」

④ 「R5研修医受入実績」

⑤ 「R6研修医受入実績」

⑥ 「医師派遣加算」

- ・研修医の募集を行う年度の前々年度末の時点において医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、80人以上の場合を13とする。

⑦ 「小児科・産科プログラム加算」

- ・Fまで計算した値が20以上の場合（16以上の場合は、加算を希望した場合）に、4を計上する。

⑧ 「医師少数区域加算」

- ・徳島県に配分された医師少数区域加算配分を加算する。（R8年度は加算0）

⑨ 「最少人数調整」

- ・1病院当たりの定員が1となった場合、全体の定員がAを超えない範囲で募集定員を2にするための調整として、1を加算する。

⑩ 「都道府県調整」

- ・各病院のDを上限とし、次のとおり、加減算することができる。
- ・「Eの値が0であっても、基幹型病院の指定基準を満たし、協力型病院として2年相当の研修実績がある病院（②に該当する場合に限る。）は、2を計上する。
- ・自治医科大学の卒業生（R8卒業予定者に限る）を受け入れる病院については、DとEの差を上限とし、その人数を加算する。
- ・この算定方法に記載のないことについては、施行通知を準用し、また、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案し、適宜人数を計上することができる。